平成２７年（フ）第３９９号
静岡市葵区天王町４番10―506号
債務者　吉原麻里奈
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０３号
静岡県牧之原市仁田32番地８
債務者　福與麻衣子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
釧路市緑ケ岡５丁目22番２号　ハイツ弘貴６号室
債務者　松岡　克典
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３５号
北海道釧路郡釧路町雁来２番地37
債務者　越高　安子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３６号
北海道釧路郡釧路町雁来２番地37
債務者　越高　将典
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４３号
釧路市文苑３丁目39番13号
債務者　村井　勇司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
栃木県佐野市栃本町1457番地31
債務者　大高　裕行
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５７号
栃木県佐野市犬伏下町2308番地１、前住所栃木県佐野市大橋町1139番地14
債務者　五箇　裕治
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５８号
栃木県佐野市犬伏下町2308番地１、前住所栃木県佐野市大橋町1139番地14
債務者　五箇　三次
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第６２号
栃木県足利市福富町2145番地２
債務者　荻野　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第７３０７号
東京都北区田端５丁目14―１―502
債務者　漆畑　朋子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７９号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地１―３棟204号
債務者　間宮　　勇
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８１号
横浜市港北区綱島西３丁目26番７号　オレンジハウス綱島205
債務者　前野　秀明
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７３号
静岡市葵区松富上組46番地の78
債務者　川崎　祐子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部